

# 独立監査人の監査報告書

平成28年6月10日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

理事長 丹保 憲仁 殿

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

長村 彌生



指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

五十嵐 康彦



## <財務諸表監査>

当監査法人は、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第35条の規定に基づき、地方独立行政法人北海道立総合研究機構の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第6期事業年度の利益の処分に  
関する書類(案)を除く財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、  
行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行っ  
た。

## 財務諸表に対する地方独立行政法人の長の責任

地方独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会  
計の基準に準拠して財務諸表(利益の処分に  
関する書類(案)を除く。以下同じ。)を作成し適正に表  
示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を  
作成し適正に表示するために地方独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用すること  
が含まれる。

## 会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見  
を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人  
の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示  
がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを  
求めている。監査は、地方独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並び  
に違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画され  
る。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監  
査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示の  
リスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見  
表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査  
手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、  
地方独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに地方独立行政法人の長によって行わ  
れた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎  
には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす地方独立  
行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められな  
かったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要  
因とならない地方独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為  
の有無について意見を述べるものではない。